



横浜市立学校教職員互助会 生活年金共済のご案内



■生活年金共済とは…

会員のみなさまからお預かりする保険料を財源として、万一（死亡・高度障害）の際に会員本人とその家族に保険金をお支払いする相互扶助の制度です

※横浜市立学校教職員互助会の会員（ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満14歳6か月を超え、満80歳6か月までの方

今だけの
取扱い！

令和7年度新規採用正規教職員限定！

100万円コース（生活年金共済100万円＋特定疾病保障保険主契約100万円コースのみ）

の保険料相当額を互助会が

令和8年2月～令和8年12月まで**全額負担**します！

※11ヵ月分

互助会全額負担部分の保障内容：

生活年金共済 年金払特約付障害特約付団体定期保険

- 障害状態（障害年金1級、2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします
- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金（一時金または年金形式で）をお支払いします

加入対象区分	申込金額	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	障害状態 (障害年金1級) のとき (障害保険金)	障害状態 (障害年金1級・2級) のとき (障害初期給付金)
本人 (15～64歳)	100万円	100万円	100万円	10万円

特定疾病保障保険

代理請求特約【Y】付7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）

- 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき（主契約）

- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき（主契約）

特定疾病保険金額
100万円



特定疾病保険金額
100万円



※「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

パンフレットは
こちら！



制度内容等詳細については
パンフレットをご一読ください

【月額保険料（概算）】

男性				女性			
年齢	①生活年金共済	②特定疾病保障保険 (主契約100万円)	①+② 合計保険料	年齢	①生活年金共済	②特定疾病保障保険 (主契約100万円)	①+② 合計保険料
21～25歳	596円	229円	825円	21～25歳	596円	178円	774円
26～30歳		234円	830円	26～30歳		219円	815円
31～35歳		283円	879円	31～35歳		301円	897円

提出方法

加入申込書に必要事項を記入し本人自署の記入もしくは押印後、返信用封筒に入れて**学校メール便**で互助会へ提出してください
※確実な意思確認のため、お手数ですが加入の有無に関わらず、できるだけ加入申込書の提出をお願いいたします

申込締切日

令和7年10月24日（金）

加入手続き等に関する問い合わせ先

☎045-253-3431 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

制度引受会社（事務幹事）：明治安田生命保険相互会社 公法人第四部 法人営業第一部

横浜市立学校教職員互助会 ☎045-305-6800

記入例は裏面へ

申込書記入例

■ ご記入にあたりご確認ください

[illegible]

- ①学校名、会員番号（7桁の数字の職員番号）を記入してください
 - ②被保険者氏名（カタカナ）・性別・生年月日を記入してください
 - ③ご加入される保険金額・コースにレ点チェックしてください
(申込まない場合は加入しないにレ点チェックをお願いします)
- ※保険料の全額負担を希望の方は生活年金共済100万円コースと特定疾病保障保険100万円（主契約）
※特定疾病保障保険の7大疾病保障特約と上皮内新生物保障特約を付加する場合、全額負担の対象外と
- ④【生活年金共済・特定疾病保障保険】死亡保険金受取人コードを指定してください
〈ご注意〉9：個人指定以外は受取人氏名の記入は不要です
 - ⑤【特定疾病保障保険】指定代理請求者の続柄コードとカナ氏名を記入してください
 - ⑥申込日（告知日）を記入してください
 - ⑦「確認印」兼「申込印」兼「告知印」に本人自署の記入もしくは押印してください

・表面に記載の内容は生活年金共済と特定疾病保障保険をセットしたものです。生活年金共済と特定疾病保障保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細についてはパンフレットをご確認ください。*特定疾病保障保険へのご加入は生活年金共済へのご加入が条件です。

(生活年金共済について)

- ・死亡保険金の受取人は被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。（脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。）
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。・障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金がお支払された後に増額されても高度障害初期給付金は保障の対象となりません。

(特定疾病保障保険について)

- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等をご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。

(制度共通)

- ※ 互助会の全額負担は申込書をご提出いただいた方に限ります。保険料は令和8年2月～令和8年12月は給与控除されず、令和9年1月以降は、毎月給与控除されます。
- ※ 本人の死亡・高度障害保険金額100万円コースと所定の悪性新生物（がん）と急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態となった際の特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金の100万円コースの保険料相当額を互助会が補助します。なお、所属員が受け取った全額負担部分は雑所得の対象です。
- ※ 全額負担は将来減額・廃止される場合があります。※ 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
- ※ 個々の税務上の取扱いは、必要に応じて、所轄の税務署等に確認してください。